

漁協系統信用事業における総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>【本編】</p> <p>Ⅲ－４－８－４－４ 報酬体系の開示</p> <p>報酬体系の開示は、「漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第 49 条の 2 第 2 項の規定に基づき、同項の農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項を定める件」（以下「報酬告示」という。）に定められた事項について、利用者による外部評価の規律付けを通じ、報酬体系が役職員の過度なリスクテイクを引き起こさないことを確保し、組合の経営の健全性を維持するという趣旨を十分に踏まえ、適切に実施される必要がある。</p> <p>ただし、公にすることにより組合の競争上の地位を大きく害するおそれのある情報、若しくは、個人が特定され、個人の権利利益が不当に害されるおそれのある情報、又は、守秘義務に係る情報等については、より一般的な内容の記載に止めるとともに、その理由を開示することで差し支えないものとする。また、報酬告示に定められた事項に該当する事項がない場合には、該当する事項がない旨を記載することで差し支えないものとする。</p> <p>なお、開示に当たっては、組合は、<u>その規模、業務の複雑性等を勘案し、適切な情報開示の在り方を検討する必要がある</u>、報酬告示に定められた事項について、<u>画一的な情報開示を求めるものではない点に十分留意し</u>、「系統金融機関向けの総合的な監督指針（平成 17 年 4 月 1 日付け金監第 806 号・16 経営第 8903 号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知）Ⅲ－４－10－４－5 (2) 個別の記載項目に関する留意事項【農中】」を参考にしつつ、必要と認められる適切なレベルの情報開示が行われているかに留意するものとする。</p> <p>（参考）バーゼル銀行監督委員会「<u>第三の柱における報酬についての開示要件</u>」（2011 年 7 月）</p> <p>また、組合がグループ（組合及びその主要な連結子法人等をいう。以下Ⅲ－４－８－４－４において同じ。）を形成している場合で、報酬告示に定められた事項について、グループ内で開示する内容に重複があるときには、当該内容を纏めて記載し、説明するなど、分かりやすい開示に努めているかに留意するものとする。</p>	<p>【本編】</p> <p>Ⅲ－４－８－４－４ 報酬体系の開示</p> <p>報酬体系の開示は、「漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第 49 条の 2 第 2 項の規定に基づき、同項の農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項を定める件」（以下「報酬告示」という。）に定められた事項について、利用者による外部評価の規律付けを通じ、報酬体系が役職員の過度なリスクテイクを引き起こさないことを確保し、組合の経営の健全性を維持するという趣旨を十分に踏まえ、適切に実施される必要がある。</p> <p>ただし、公にすることにより組合の競争上の地位を大きく害するおそれのある情報、若しくは、個人が特定され、個人の権利利益が不当に害されるおそれのある情報、又は、守秘義務に係る情報等については、より一般的な内容の記載に止めるとともに、その理由を開示することで差し支えないものとする。また、報酬告示に定められた事項に該当する事項がない場合には、該当する事項がない旨を記載することで差し支えないものとする。</p> <p>なお、開示に当たっては、組合は、「<u>系統金融機関向けの総合的な監督指針（平成 17 年 4 月 1 日付け金監第 806 号・16 経営第 8903 号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知）Ⅲ－４－10－４－5 (3) 組合の個別の記載事項に関する留意事項【組合】</u>」を参照するものとする。</p> <p>（参考）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>バーゼル銀行監督委員会「第三の柱における報酬についての開示要件」（2011 年 7 月）</u> ・ <u>バーゼル銀行監督委員会「開示要件（第三の柱）の統合及び強化―第 2 フェーズ」（2017 年 3 月）</u> <p>また、組合がグループ（組合及びその主要な連結子法人等をいう。以下Ⅲ－４－８－４－４において同じ。）を形成している場合で、報酬告示に定められた事項について、グループ内で開示する内容に重複があるときには、当該内容を纏めて記載し、説明するなど、分かりやすい開示に努めているかに留意するものとする。</p>